



五姫交第124号の2  
平成25年3月6日

姫路シーフレンズ 御中

姫路海上保安部長



八木港・八家川(姫路市木場十八反町地先)における航泊禁止について

標記について、八木港・八家川(姫路市木場十八反町地先)の海上において、八家川水門設置工事が実施されることから、別添のとおり船舶の航泊を禁止したので、関係者に対し周知方お願いします。

姫路海上保安部長公示 第25-1号

港則法第37条第1項及び第37条の5の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年3月6日

姫路海上保安部長



八木港・八家川(姫路市木場十八反町地先)における航泊禁止について

八木港・八家川(姫路市木場十八反町地先)の海上において、八家川水門設置工事が実施されるため、下記のとおり当該工事作業に従事する船舶及び姫路海上保安部長が許可した船舶を除く船舶の航泊を禁止する。

記

1 期間

平成25年4月8日(月)・日出から平成26年3月31日(月)・日没までの間

2 区域

次のイ点とロ点を結ぶ線、ハ点と二点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域  
基点 姫路八木港西防波堤灯台

イ点 基点から 20度 705メートルの地点

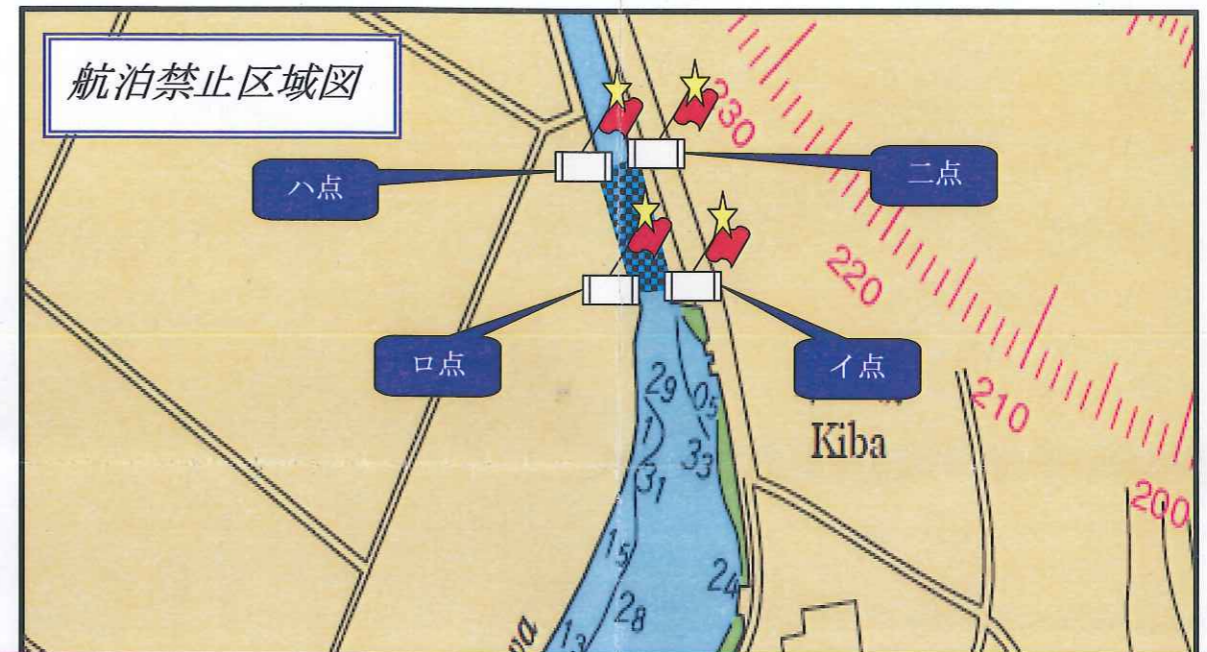
ロ点 イ点から248度 48メートルの地点

ハ点 ロ点から343度 115メートルの地点

二点 ハ点から 70度 19メートルの地点 ※いずれも護岸上

3 その他

- (1) 別図のとおり、護岸上には航泊禁止区域明示看板(看板上部に赤旗及び標識灯(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離2.5km)を取付け)設置するとともに、イ点とロ点を結ぶ線上の海上に標識灯6基、ハ点と二点を結ぶ線上の海上に標識灯2基(単閃黄光、毎5秒1閃光、光達距離300m)を設置している。
- (2) 工事作業日にあつては、イ点とロ点を結ぶ線上付近の海上に警戒船1隻が配備されている。



**航泊禁止区域**  
 標識灯(単閃黄光、毎5秒1閃光、光達距離300m)  
 イ点とロ点を結ぶ線上の海上に6基、ハ点と二点を結ぶ線上の海上に2基設置されている

基点 姫路八木港西防波堤灯台  
 イ点 基点から 20度 705メートルの地点    ロ点 イ点から 248度 48メートルの地点  
 ハ点 ロ点から 343度 115メートルの地点    二点 ハ点から 70度 19メートルの地点  
 ※いずれも護岸上

